

結核・精神医療給付金の支給に関する規則改正について

1 規則名

豊島区結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成15年豊島区規則第2号）

2 改正理由

- (1) 精神医療給付金は、豊島区国民健康保険条例第12条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定する自立支援医療（精神通院医療に限る）を受ける者に支給される。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となるなか、性別項目の必要性が明確でないにもかかわらず申請書等への記載が求められており、申請者（受給者）への配慮に欠けるとの意見を反映し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）」が改正され、自立支援医療費に係る申請書等への性別の記載が不要となった。

これを受け、精神医療給付金の支給に係る申請書等についても、性別欄を削除した様式に改める。

- (2) 被保険者の負担軽減のため、有効期限に至った被保険者証等について区市町村へ返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう「国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）」の改正が行われた。

これを受け、被保険者証とともに保険医療機関等に提示する結核・精神医療給付金受給者証についても、同様に、有効期限に至った場合については、区への返却を要しないこととする規定に改める。

- (3) その他、行政手続きにおける押印の見直し（廃止）等による所要の様式改正。

3 改正内容

下表のとおり

条番号	改正内容	備考
第2条	[様式修正] 別記第1号様式 結核医療給付金受給者証交付申請書	・押印廃止 ・フリガナ欄マス目削除
	[様式修正] 別記第2号様式 国保受給者証（精神通院）交付申請書	・押印廃止 ・フリガナ欄マス目削除 ・性別欄削除

条番号	改正内容	備考
第3条	[様式修正] 別記第3号様式 結核医療給付金受給者証	・(裏) 注意事項 4 返却に関する文言修正
	[様式修正] 別記第4号様式 国保受給者証 (精神通院)	・(表) 性別欄削除 ・(裏) 注意事項 4 返却に関する文言修正
第7条	[様式修正] 別記第7号様式 結核医療給付金受給者証再交付申請書	・フリガナ欄マス目削除
	[様式修正] 別記第8号様式 国保受給者証 (精神通院) 再交付申請書	・フリガナ欄マス目削除 ・性別欄削除
第8条	有効期限に至った受給者証について、区への返還を不要とする規定に改める。	・文言削除
第10条	[様式修正] 別記第11号様式 結核・精神医療給付金支給申請書	・申請日の年号「平成」表記の削除